## 年末年始の業務について

市民生活課
☎0854-40-1031
三刀屋斎場
☎0854-45-3242

三刀屋斎場の年末年始の業務は次のとおりです。

**年末年始業務**

12月31日までは業務を行います。**1日・2日は休業**し、3日より業務開始します。

## 家屋を取り壊したときは速やかに届けましょう！

税務課
☎0854-40-1034

平成18年中に建て替えや移転などのため、建物を取り壊した場合は1月中に届け出てください。

**取り壊した建物が登記されている場合**

法務局で速やかに**滅失登記**をしてください。この登記をされれば市役所への届出は不要です。

**取り壊した建物が未登記の場合**

市役所税務課または各総合センターの窓口で**家屋滅失届**に記入して届け出てください（認印をご持参ください）。

なお、取り壊された建物を家屋台帳等で特定するのに、多少お時間をいただくことがあります。

※右記の登記または届け出を忘れると、実際には存在しない家屋の固定資産税を納め続けることとなります。

固定資産税は毎年1月1日（賦課期日）現在に所有される土地、家屋、償却資産が課税対象となります。

## 償却資産（固定資産税）の申告を忘れずに

税務課
☎0854-40-1034

土地や家屋以外の事業用資産を償却資産といいます。

会社や個人が事業のために所有している機械、器具、備品、構築物などの資産が償却資産となります。

例えば、レジスター、商品陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫などです。ただし、自動車、軽自動車等は除きます。

これらの所有者は、毎年1月1日現在における償却資産について、所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数等を1月31日までに申告する義務があります（地方税法第383条）。

忘れずに申告してください。

## 申告は、正しく期限内に

税務課
☎0854-40-1034

**所得税・住民税の申告相談**

平成19年2月16日（金）から3月15日（木）まで申告相談を実施します。

この申告は、市・県民税の課税、国民健康保険料、介護保険料の賦課のほか福祉・医療・児童手当等の給付や保育料、公営住宅使用料等の算定の基礎となります。

申告相談について詳しくは、1月下旬に各世帯に配付するチラシをご覧ください。

**農業所得の申告相談**

農業所得について、次の日程で申告相談を受け付けます。

| 会　場 | 相談日（土・日曜日除く）<br>午前　9:00～11:30<br>午後　13:00～16:00 |
|---|---|
| 大東総合センター | 1月24日(水)～1月30日(火) |
| 加茂総合センター | 1月31日(水)～2月2日(金) |
| 木次総合センター | 2月5日(月)～2月7日(水) |
| 三刀屋健康福祉センター | 1月31日(水)～2月2日(金) |
| 吉田総合センター | 1月29日(月)～1月30日(火) |
| 掛合総合センター | 2月5日(月)～2月7日(水) |

※詳しくは、12月上旬に送付しました「農業所得申告相談日のご案内」をご覧ください。

## 「みんなが主役　省エネでつくる環境のまち」実践にご協力ください～その⑦～

市民部環境対策課　☎0854-40-1033

**★冬の省エネ**　冬になるとコタツや電気毛布、ストーブ、エアコン等の暖房器具が欠かせません。そのため、冬になると電気代が膨らむ、というご家庭が多いのではないでしょうか。

例えば、冬のエアコンの最適設定温度は18～20℃といわれていますが、20℃を超えてはいませんか？もちろん適度な暖房は健康に必要ですが、過度の暖房は健康を害してしまいます。地球にも健康にも家計にも優しいエコライフを実践しましょう。

＜電気代節約と$CO_2$削減量＞

●暖房の設定温度を21℃から20℃に変更する。

**約1,640円/年**

26.9kg/年

広　告　枠

広告掲載をご希望の方は、木次都市開発㈱（広告代理店）☎0854-42-2221までお問い合わせ下さい。





## 平成19年から所得税と個人住民税が大きく変わります

税務課
☎0854-40-1034

**所得税から個人住民税への税源移譲**

三位一体改革の一環として、地方自治体が自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責任でより効率的に行えるよう、**平成19年から国税である所得税から地方税である個人住民税へ3兆円規模の税源移譲が行われます。**

**所得割税率10%に統一**

住民税所得割の税率は、課税所得金額に応じ5%から13%までの3段階であったものが**平成19年度分からは一律10%**になります。

また、所得税の税率は、課税所得金額に応じ10%から37%までの4段階であったものが、**平成19年分から5%から40%までの6段階**に改正されます。

なお、住民税と所得税の人的控除（基礎控除や扶養控除等）の差に応じた減額措置を講ずるため、**税源移譲の前後で住民税と所得税の合計負担額は変わりません。**

**改正前**

| | 課税所得 | 税率 |
|---|---|---|
| 所得税 | ～ 330万円 | 10% |
| | 330万円 ～ 900万円 | 20% |
| | 900万円 ～ 1,800万円 | 30% |
| | 1,800万円 ～ | 37% |

| | 課税所得 | 標準税率 |
|---|---|---|
| 個人住民税 | ～ 200万円 | 5% |
| | 200万円 ～ 700万円 | 10% |
| | 700万円 ～ | 13% |

**改正後**

| | 課税所得 | 税率 |
|---|---|---|
| 所得税 | ～ 195万円 | 5% |
| | 195万円 ～ 330万円 | 10% |
| | 330万円 ～ 695万円 | 20% |
| | 695万円 ～ 900万円 | 23% |
| | 900万円 ～ 1,800万円 | 33% |
| | 1,800万円 ～ | 40% |

| | 課税所得 | 標準税率 |
|---|---|---|
| 個人住民税 | 一律<br>※減額措置：全世帯において人的控除の差を考慮した減額措置を実施。 | 10% |

毎月の給料から税金を天引されている方は、所得税の減少は平成19年1月の給料から、個人住民税の増加は平成19年6月の給料から実施されます。

給与天引でない方（事業をされている方等）は、個人住民税の増加は平成19年6月から、所得税の減少は平成20年の確定申告で実施されます。

**定率減税の廃止**

平成11年度から実施されてきた定率による税額控除が、平成18年度分は所得割額の7・5%（上限2万円）となっていましたが、**平成19年度からは廃止**になります。

所得税も、平成18年分は税額の10%が控除（上限12万5千円）されますが、平成19年分から廃止されます。

**平成18年度から実施されている改正の内容**

**雑所得年金の計算方法**

平成18年度から65歳以上の方の公的年金等に係る雑所得の計算方法が改正されました。

| 平成17年度まで（65歳以上） | |
|---|---|
| 公的年金等の収入金額A | 年金に係る雑所得 |
| 260万円未満 | A－140万円 |
| 260万円以上460万円未満 | A×75%－75万円 |
| 460万円以上820万円未満 | A×85%－121万円 |
| 820万円以上 | A×95%－203万円 |

| 平成18年度から（65歳以上） | |
|---|---|
| 公的年金等の収入金額A | 年金に係る雑所得 |
| 330万円未満 | A－120万円 |
| 330万円以上410万円未満 | A×75%－37.5万円 |
| 410万円以上770万円未満 | A×85%－78.5万円 |
| 770万円以上 | A×95%－155.5万円 |

**老年者控除の廃止**

平成18年度から、65歳以上の方に適用されていた老年者控除（所得税50万円、住民税48万円）が廃止されました。

これに伴い、65歳以上の方で寡婦（夫）控除の要件に該当した場合は、寡婦（夫）控除を適用することができます。

**65歳以上非課税措置の廃止**

平成18年度から、65歳以上の方で前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する個人住民税の非課税措置が廃止されました。

なお、昭和15年1月2日以前に生まれた方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方については、次のとおり経過措置がとられています。

| 区　分 | | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|---|---|---|---|---|
| 均等割 | 市民税 | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 |
| | 県民税 | 800円 | 1,100円 | 1,500円 |
| 所得割（市・県民税） | | 3分の2を減額 | 3分の1を減額 | 減額なし |

※均等割（県民税）には島根県の水と緑の森づくり税（500円）が含まれています。

**今月の税金**

・市民税・県民税（第4期分）
・国民健康保険料（第10期分）

**納期限は1月31日(水)まで**

広　告　枠

雲南市では生活情報の提供と、産業振興の一助、行財政改革の一環として有料広告枠を設けました。